

あなたの町でも始めませんか!

地域猫活動

地域猫活動は、全国的にも注目されており、人と飼い主のいない猫が共生していくための有効な方法の一つと考えられています。

庭に糞や尿を
されて困る

家の軒下で子猫が
生まれている

鳴き声が
うるさい

※保健所では、猫の捕獲・駆除・処分は行いません。

解決するために地域猫活動

- エサや水を与える場所を決める。(置きエサをしない)
- トイレの設置や周辺の清掃などを行う。
- 不妊去勢手術を行うことで、数が増えることを抑える。
- 新しい飼い主を探して飼い猫にしていく。

目的

- トラブルを少なくする。
- 数年かけて、飼い主のいない猫をなくす。

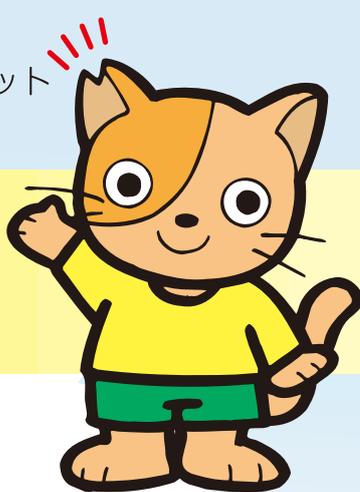
地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫のこと。その地域にあった方法で、管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず、**一代限りの生を全うさせる猫**を指す。

地域猫活動とは

地域住民が主体となり、ボランティア及び行政が協働して実施する、地域猫に関する活動のこと。





地域のルールに基づいて実施

地域住民
(活動主体、住民)

ボランティア

行政



1 情報収集

活動主体は、猫の数・性別、エサ場、飼い猫との判別、被害状況等について情報を収集し、記録を残します。



2 猫問題住民会議の開催

猫による被害で困っている人や自治会など中立的な立場の人も参加した話し合いで現状を確認し、活動を行うかどうかを検討します。



3 活動のルール作り

- ①エサやり(場所、時間、担当など)
- ②トイレの設置(場所、清掃、担当など)



4 不妊去勢手術

不妊去勢手術後に、手術済みの証明として耳先をV字カットするなどの措置を行います。



5 その後の管理

- ①捨て猫の防止を徹底します。
- ②回覧版や地域の掲示板を利用するなどして、活動状況を周辺住民に周知します。
- ③地域猫から飼い猫になった例もありますので、新たな飼い主を探す努力も必要です。



★環境省は、平成 22 年 2 月に「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を発行し、「地域猫」について解説しています。

★千葉県では、平成 24 年 3 月「**地域猫活動に関するガイドライン**」を策定しました。

